

平成17年(行ウ)第7号、第8号 泡瀬干渉埋立公金支出差止等請求事件

原 告 小 橋 川 共 男 外270名  
被 告 沖 緬 県 知 事 外1名

準 備 書 面 (2)

平成18年7月28日

那覇地方裁判所 民事第1部 御中

被告沖縄市市長訴訟代理人

弁護士 島 田 良 同 中 野 清



原告準備書面(9)に対する認否反論

- 1 同準備書面は、沖縄市市長準備書面(1)及び沖縄県知事準備書面(4)における被告らの主張に対する反論であり、本件埋立事業の必要性に対する原告側の反対論を甲第49号証(静岡県立大学教授川瀬光義)の意見書どおりに主張しているものである。
- 2 本件埋立事業に対しては、沖縄県内にも賛否両論があることは承知している。しかも、本件埋立事業の主体及び公有水面面積が訴状請求原因第3項1の(1)で原告らが主張するとおりであることも争いはない。しかし、本件埋立事業(東部海浜開発事業を含む)の実施の是非は、国政、県政、沖縄市政の重要な施策の問題であって、本件埋立事業及び埋立地の購入に関する問題は、地方自治法第242条の2に定める財務会計行為の違反がない限り、原告らからとやかく訴えられる理由はない。原告らの従前の主張は、本件埋立事業が原告ら主張の法律に単に違

反するというに止まり、具体的な財務会計行為違反を主張しているものではない。

3 被告らは、本件埋立事業及び埋立地の活用に関しては、甲第49号証の学者以上に沖縄経済の活性化問題に関心の高い学者及び市民の意見を聞いているのであって、単に県知事や沖縄市長がトップダウン方式で決定したものではない。本件施策に関しては、既に議会を含め多くの学者、有識者によって審議されている。審議に際しては、甲第49号証で指摘されている問題等も検証した上での政策決定である。原告ら及び甲第49号証が定義する本島中部経済圏の活性化を図るためにには、乙第1号証ないし同第6号証が解説するとおり、本件埋立事業の推進は必要不可欠である。甲第27号証は、被告らが平成14年3月頃、土地需要の確認作業を行った結果を公表したものであるが、その中の記述で、「本事業の早期整備を求める署名運動において、沖縄市民8万5千人もの賛意が得られたことから、地元の要請は極めて強いことを再確認したところである。」と述べられている。原告らは県政、市政において自分たちの意見が少数派であり、埋立阻止ができなかつたことから、住民訴訟の名目で司法の場での決着を求めていたに過ぎない。このような状況では民主政治は成長しない。政治、行政の問題を司法の場に持ち込むには、それなりの要件が必要であるが、原告らの主張は地方行政一般の非違を対象としているに過ぎない。

4 原告らの主張は、要するに平成16年度の包括外部監査結果報告書（甲第26号証）及び甲第49号証を根拠にして、沖縄市に織らホテルを造っても観光客で賑わう可能性はないという消極論の展開である。問題は甲第26号証の包括外部監査の指摘であるが、これに対し、被告沖縄県知事は、地方自治法第252条の38の6項により、当該監査の結果に対し、次のとおり泡瀬地区開発事業の構想内容及び土地利用計画についての措置を講じており、同監査意見に係る措置は、沖縄県監査委員4人が共同して平成18年5月16日、同条に基づいて公表した。措置の内容は、次のとおりである。

「平成14年に県及び沖縄市において実施した土地利用需要予測の確認作業に

については、各種地域振興施策等の検討状況等を考慮し、総合的に需要予測を検証した結果であり、十分な根拠を有していると認識しているため、適正な需要予測であると考えている。よって、県としては、現時点で事業の抜本的な変更・見直しの必要はないと判断している。

また、確認作業において県と沖縄市が連携して取り組む必要があるとされた土地利用の実現化方策について、沖縄市は有識者や市民が参画した「みなとまちづくり懇談会」を設置し具体的な導入施設の検討を進めている。さらに、本事業は、本島中部東海岸地域の活性化を図るための経済振興策として沖縄振興計画（平成14年度：内閣府）並びに沖縄振興推進計画（平成14年度：沖縄県）に位置づけられるとともに、魅力ある海洋性レクレーション活動の拠点づくりの一環として、人と自然が共生できる人工海浜のあり方を検討するなど、県と市が協同してマリンシティー泡瀬の魅力を向上させる為の施策を推進している。

本事業は、新港地区の特別自由貿易地域を支援する東ふ頭の航路・泊地の浚渫土砂を受け入れることにより、泡瀬地区の土地造成に係る経費を圧縮できることから、安価な土地を供給できるものである。また、新港地区の東ふ頭は、航路泊地を浚渫することで、供用開始が可能となり、特別自由貿易地区への企業の誘致も進むものと考えている。

加えて、確認作業において、少なくとも第Ⅰ区域相当分を上回る需要があるとの見通しが得られ、現在の計画は、各種条件整備と努力を前提とすれば、実現の可能性があることを確認している。本事業の実施においては、第Ⅰ区域に着手し、土地需要の見通しを再度十分検討した上で、第Ⅱ区域に着手することとしている。

そのため、県としては、今後とも社会経済情勢の変化等を的確に把握し、国や地元沖縄市と十分に連携を図りつつ事業を推進していく予定である。」

原告らは、沖縄市は那覇市、名護市、恩納村に比べてリゾート地としての魅力が乏しい旨主張するが、だからこそ本件埋立地の活用によって魅力ある海洋性レクレーション活動の拠点を形成する必要があるのである。沖縄県が2004年度

に実施した航空乗客アンケート調査によれば、県外客の旅行先として東南植物園 7. 9 %、沖縄市（コザ） 7. 4 %となっている。沖縄市及びその周辺地域にも魅力ある誘客施設或いは施政如何によっては比較的高い誘客のポテンシャルを有している地域はあるのである。沖縄市には島唄、空手、エイサー、闘牛、知花花織といったすぐれた伝統文化があり、全島エイサー祭りやピースフルラブ・ロックフェスティバル、沖縄国際カーニバル、産業まつり等も盛んである。また、沖縄市はスポーツコンベンションシティーを宣言しているとおり、冬場でも温暖な気候と「コザ運動公園」、「沖縄県総合運動公園」の二大スポーツ施設を持ち、スポーツ選手の冬場のトレーニング地として広く利用されており、特にオフシーズンにおける合宿等においては、1万泊を超える実績がある。加うるに沖縄市には伝統的な文化に異文化が融合した個性があり、エイサーや民謡、ジャズやロック、演劇、ファッション等々、多様な芸能・芸術文化活動が盛んであり、また、空港通り等も店舗の独特的な風情にはそれなりの魅力があり、最近では映画やテレビ番組等のロケ地として利用されている。

5 東部海浜開発事業は、沖縄市の未来を形成する三大プロジェクトの一つとして位置づけられている。被告県知事準備書面(4)の（被告の主張）で主張するとおり、県の埋立事業は沖縄市の要請もあってのことであるが、沖縄県と沖縄市は本島中部東海岸地域の活性化を図るための経済振興策の一環として本件事業を進めている点では一致しているのである。しかも沖縄県は、本事業によって県の主要施策である特別自由貿易地域を支援する新港地区の港湾整備とも密接な関連を有しており、新港地区への企業誘致を促進し、沖縄県経済の振興を図る上でも早急な整備が必要であるとしているが、沖縄市においても同地域の経済の活性化を図るには、沖縄県の政策を全面的に支持するものである。

6 沖縄県観光振興基本計画においては、平成23年度の沖縄県には約650万人の観光客の来県を予測している。この観光客を沖縄市に誘致し滞留させることは、沖縄市政の大きな課題である。甲第49号証の学者は、沖縄市を中心市街地はシ

ヤンター通り化していると指摘するが、だからこそ本事業を推進することによって経済を活性化すると共に、前記のとおり、沖縄市特有の文化や施設等と本事業による新たな観光施設とホテル等を有機的に一体化させた積極的な施政が求められているのである。原告ら及び甲第49号証の学者の見解は、沖縄市の財政危機を指摘するばかりであって、沖縄市の経済の活性化の推進策については沈黙するだけである。

7 原告ら準備書面(9)の1項(6)の主張部分は争う。ただ、甲第50号証の沖縄市統計に基づいた主張事実は認める。沖縄市内の宿泊施設はもともと米軍人相手の簡易施設としてスタートしており、規模等も小さく、そのため近年の観光リゾート産業への対応が遅れ、通過型観光地に止まっている。本件埋立事業による新たな都市形成により、従前の通過型から滞在型への移行を図り、他産業への波及効果を高めると共に市街地活性化策、新港地区開発等と連動した総合的な地域活性化を推進し、もって沖縄市全域の活性化が期待できる。

特に滞在型観光客の増加により、既成市街地の一番街や中の町等の商業、飲食店の利用客も増加するよう施策を進めるものであり、具体的には国際軸としての県道20号線の拡幅、沖縄環状線の整備、中の町ミュージックタウンを中心とした音楽によるまちづくり等がある。

8 沖縄振興計画は、沖縄振興特別措置法に基づいて策定する総合的な計画であつて、沖縄振興の向かうべき方向と基本施策を明らかにしたものであり、国、沖縄県、市町村等については、その施策の基本となるものであつて、県民をはじめ企業等の民間部門については、自発的活動の指針となるものである。

また、港湾計画は港湾審議会で審議がなされ、港湾管理者が作成する。いうまでもなく、港湾の役割は地域的なものに止まるものではない。港湾の目的は地域の発展だけでなく、国全体の経済成長や総合的な交通体系の確立に寄与するものであり、また、国土の均衡ある発展に資するものでなければならない。一方で、地域の発展のため、地域の要請にも的確に応えていかなければならない。国レベ

ルと地域レベルの目的を融合させ、円滑に実現するためには、港湾計画が、国の作成する基本方針に適合しつつ、港湾管理者によって作成されることが適切であり、本件計画も該当している。

一般に大規模な埋立て港湾の現状に相当程度の影響を及ぼすと予測されるものについては、免許権者のみならず、国のレベルでより広い視野から適正・妥当な埋立てあるか否かを審査することを予定しており、本件埋立て事業もこれに該当している。

9 原告らの求訟明の事業費は、275億円のうちインフラ整備費約91億円、土地購入費約184億円の予定である。184億円は埋立て地購入面積89.7ha、購入単価m<sup>2</sup>当たり2万0600円（地盤改良単価m<sup>2</sup>当たり3000円等を含む）。

10 原告ら準備書面(9)の第2項(3)、(5)の收支については概ね認めるが、(4)は争う。原告らは標準財政規模に対する地方債残高の比率をもって沖縄市の財政状態は楽観できないと述べているが、当該指標のみで財政状態を表すことはできない。一般的に行政においては経常収支比率や公債費比率、公債費負担比率、起債制限比率等を用いて財政状態を把握している。

沖縄市では財政状況についても十分理解し、歳入歳出一体となった行財政改革の枠組みの中で、将来の市民負担にならないよう既存事業の廃止縮減を含めた抜本的な見直しなど厳しい努力を前提として行政経営を実施していく取り組みをしている。また、その中で主要事業に位置づけられている東部海浜開発事業については、衰退する沖縄市の雇用環境を改善し、活力を向上させる起爆剤となる開発を行い、沖縄市がまちづくりの将来目標像とする「国際文化観光都市」の実現に向け、海に開かれた国際交流リゾート拠点を目指している。

また、新港地区の航路・泊地を整備する際に発生する浚渫土砂を埋立て材料として活用することから、造成コストが安価であり、新港地区の活性化にも繋がるものである。

ちなみに、平成14年度の標準財政規模に対する地方債残高の比率については

184, 4, 平成15年度は201, 7であり, 平成16年度は196, 6である。

本件埋立地の購入については, 甲第7号証の協定書があり同協定書4条により, 土地の価額及び購入時期については, 沖縄市の予算規模等を斟酌して協議することになっており, 全額一括して支払うというものではない。

11 原告らは, 本件埋立事業に関して一貫して反対の立場から, 公益目的である本件埋立事業を住民訴訟の名目で阻止しようとする。

特に被告沖縄市市長に対する本訴請求は, 地方自治法第242条の2の第1項1号の差止め請求である。請求の趣旨によれば「東部海浜開発事業に関して, 一切の公金を支出し, 契約を締結し, 又は債務その他の義務を負担してはならない」というのである。被告らは, 平成15年3月28日に甲第7号証の協定書を締結した。本件埋立事業が完成すれば, 沖縄市が90haの土地を購入することとし, 購入時期及び価額等は甲第7号証により, 後日協議の上定めるというものである。原告らの請求は, その埋立地の購入契約の差止めを求めるものである。差止め請求を設けた趣旨は, 違法な財務会計行為が行われる以前に当該行為を未然に防止することができれば, 沖縄市及び沖縄市民の利益に合致するからである。そうであれば原告らは, 沖縄市長が将来締結するであろう埋立地の売買契約が, 沖縄市にとって回復の困難な損害を生ずるおそれがあることの主張立証をすべきである。しかし, 原告らの主張は単に地方自治法第2条14項, 地方財政法第4条1項, 公有水面埋立法第4条1項1号及び3号の各法令に違反して埋立てられた土地の購入契約は違法であるから, これの差止めを求めるというのである。原告らの本訴請求は差止め請求の要件を欠くものであり, 却下を免れない。